

第X章 内部質保証

1. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程」を制定（2011（平成23）年4月1日制定）しており、本学が保有する情報の公開および開示に関し、本学の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的としている。

本学は学則第1条の2「本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」に基づき、本学における教育研究活動等の自己点検・評価について審議し、これを継続的に実施するため、全学自己点検・評価委員会を置いている。

この自己点検・自己評価については、委員会の構成員が学部長会メンバーでもあり、月2回開催される学部長会において各学部にて検討・審議されている事項で改善に向けての意見を学長に具申すると共に、公表方法についても提言することとなっている。

現在、大学基準協会による第2期認証評価受審の際の自己点検・評価報告書および大学評価結果の内容の全てをホームページ上にて公開しており、学外からもアクセスしやすいように、愛知学院大学のホームページのトップページから直接リンクを設定して公開している。

また、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（2010（平成22）年文部科学省令第15号）」の2011（平成23）年4月1日施行に伴い、愛知学院大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たし、教育の質を向上させる観点から教育情報の一層の公表を促進するため、大学ホームページに「大学の情報公開」コンテンツを設け公開している。

なお、本学では情報公開を実施するにあたり個人情報の保護を図るために、「個人情報の保護に関する規程」（2006（平成18）年制定）も定め運用している。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

学基準協会より示された評価基準に則して「点検・評価報告書」を毎年度作成し、内部質保証システムを踏まえた実効性のある体制づくりを行っている。

現在、各学部自己点検・自己評価委員会が出された問題は、学部長会等で諮られ、各学部でさらに検討審議されている。

今後、教育機関としての内部質保証を充実させるには、既述のPDCAサイクルの着実な回転が必要である。このためには、学長のリーダーシップのもと教育改革の一段の加速が不可欠である。

なお、質保証の一環として「内部監査規程」（2012（平成24）年4月制定）に基づいて、内部監査業務を行っている。また、法令違反行為に関する通報及び相談窓口を法人、大学事務局に設置し、本学の遵法精神の向上と健全な発展に資するため、「公益通報に関する規程」（2010（平成22）年4月制定）を定めている。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学において内部質保証のシステムの全学的な方針の決定、自己点検・自己評価活動における PDCA サイクルシステムの確立は検討段階ではあるが、教育に関する内部質保証として毎年実施される学生による授業評価アンケートを基に、教務委員会、FD 委員会が組織レベルでの点検・評価を行っている。この評価を基に教員個人が授業方法の改善に努めるなど、教育の質保証に向けた改善を実施し改善活動に取り組んできている。

今後更に変化と競争の激しい環境になると予測される高等教育の現状の中で、仏教精神に根ざした心の教育という本学の特性を新たな時代に具体化するために大学組織、教育活動全般の改善活動に着手している。

この改善活動の特色は、学長のリーダーシップのもと大学の現状を調査し新たな改善策を検討すべく大学改革推進企画室を設け、多角的なデータからの現状把握と分析を行い、改革に向けたグランドビジョンの策定を行っている。

その他、大学事務局を中心に、大学の基礎データ表を各部署より集め、情報を集約し、2010（平成 22）年度からはそれらの情報を分類・整理し、大学公式サイトから社会に向け情報の発信・公表を開始している。

以上のように、内部質保証システムを進める基本の土壌は既に本学では確立されているとあってよく、システムとしては実質的に働いていると考えている。今後は更にそれら活動を新たな内部質保証の必要性と自覚を全教職員が持つことになる。

2. 点検・評価

(1)効果が上がっている事項(優れている事項)

大きな教育改革とまでは言わないまでも、本学の教育の現場及び教育行政の両面から絶えず着実に学生のための改善・改革を行ってきた。

また、大学基準協会による第 2 回認証評価の自己点検・評価報告書をもとに毎年報告書を作成している。

(2)改善すべき事項

内部監査については現状では科学研究費等の外部資金取得に対しての監査が中心となっており、今後の監査の方法についても検討する余地がある。

前に述べたとおり、本学には現在内部質保証のシステムは十分に整備されていないが、これまでの各種の改革、改善活動を通し、質の向上に努めてきているので、新たな体制のもとでこれまでの活動を、質改善活動に昇華させた新たなシステムを作り上げることが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1)効果が上がっている事項(優れている事項)

2014（平成 26）年 4 月の名城公園キャンパス開設を契機に、全学的に教育改革に取り組む姿勢ができた。

(2)改善すべき事項

第 2 期認証評価の指摘にもあるように、本学では大学全体、各学部・研究科、学生支援組

織、管理運営組織等を組織的かつ客観的に自己点検・評価する体制が整っていないので、今後は、IR 機能を充実させ、学外者の客観的な視点を取り入れるなど、組織的かつ定期的にPDCA サイクルを回し、全学的な内部質保証システムの構築を検討する。

また、各教員の業績情報についても学術研究データベースの充実を図っていく。